特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
46	地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うことに関し、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

相模原市長

公表日

令和8年11月24日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定子ども・子育て支援補足給付事業
②事務の概要	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第3号ロに規定する特定子ども・子育て支援施設（私学助成幼稚園）利用児童の食事の提供に要する費用の全部又は一部の助成を行う。 特定個人情報ファイルは、子ども・子育て支援法、同法施行令（政令）、同法施行規則（府令）その他関係政省令、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年相模原市条例第41号）の規定に従い、食事の提供に要する費用の助成をする対象者の判定を行う。
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、中間サーバーコネクタ、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
子ども・子育て支援関連個人情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表の第127項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 なし 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供省令第2条第155項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども・若者未来局　保育課、市長公室　DX推進課
②所属長の役職名	保育課長、DX推進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	相模原市　行政資料コーナー 相模原市中央区中央2－11－15 042-769-8331

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	相模原市　こども・若者未来局　保育課 相模原市中央区中央2－11－15 042-769-8341

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年11月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年11月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、子ども・子育て支援に関する事務では、特定個人情報の記載がある申請書類の保管や保存期間満了となったものの廃棄等、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれも複数人で確認を行うようにしており、人為的なミスへの対策は十分であると考えている。	

9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[ ] 内部監査　[ ] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が記載された紙媒体の紛失等の対策が非常に重要であるため、特定個人情報ファイルの収集や受領について件数等を記録をすることを徹底しているほか、委託契約において、特定個人情報の取扱いに関する規定を設けるといった情報保護管理に係る取り組みを講じていることから、当該対策は「十分である」と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月18日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	九十四、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条第12項	・番号法第9条第1項　別表第1の8項及び94項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条第12項	事後	重要な変更に該当しない （根拠法令の追加）
令和5年4月18日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	百十六、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2の2第12項	・番号法第19条第8号　別表第2の13の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2の2第12項	事後	重要な変更に該当しない （根拠法令の追加）
令和5年4月18日	Ⅰ 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署①部署	こども・若者未来局　保育課、総務局　情報政策課	こども・若者未来局　保育課、市長公室　DX推進課	事後	重要な変更に当たらない （組織の名称変更）
令和5年4月18日	Ⅰ 関連情報 6.評価実施機関における担当 部署②所属長の役職名	保育課長、情報政策課長	保育課長、DX推進課長	事後	重要な変更に当たらない （組織の名称変更）
令和5年4月18日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月24日時点	令和5年3月1日時点	事後	重要な変更に該当しない （時点修正のため）
令和5年4月18日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月24日時点	令和5年3月1日時点	事後	重要な変更に該当しない （時点修正のため）
	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第3号イに規定する日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用及び同号ロに規定する食事の提供に要する費用の全部又は一部の助成を行う。 　特定個人情報ファイルは、子ども・子育て支援法、同法施行令（政令）、同法施行規則（府令）その他関係政省令、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年相模原市条例第41号。以下「市番号条例」という。）の規定に従い、食事の提供に要する費用の助成をする対象者の判定を行う。	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第3号ロに規定する特定子ども・子育て支援施設（私学助成幼稚園）利用児童の食事の提供に要する費用の全部又は一部の助成を行う。 　特定個人情報ファイルは、子ども・子育て支援法、同法施行令（政令）、同法施行規則（府令）その他関係政省令、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年相模原市条例第41号）の規定に従い、食事の提供に要する費用の助成をする対象者の判定を行う。	事後	重要な変更に該当しない （事務の概要の軽微な修正（教材費の記述削除））
	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	施設等利用給付システム、共通基盤システム、中間サーバー	子ども・子育て支援システム、中間サーバーコネクタ、中間サーバー	事前	重要な変更に該当する （基幹業務システムの統一・標準化における、ガバメントクラウドや標準準拠システムへの移行は、基本的に「重要な変更」に該当するとのこと。施設等利用給付システムは標準化により子ども・子育て支援システムに組み込まれる）
	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第1の8項及び94項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条第12項	番号法第9条第1項　別表の第127項	事後	重要な変更に該当しない （根拠法令の修正）
	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号　別表第2の13の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2の2第12項	【情報提供】 なし 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供省令第2条第155項	事後	重要な変更に該当しない （根拠法令の修正）
	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月1日時点	令和7年5月1日時点	事後	重要な変更に該当しない （時点修正のため）
	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月1日時点	令和7年5月1日時点	事後	重要な変更に該当しない （時点修正のため）
	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	接続しない（提供）	事後	重要な変更に該当しない （記載誤り修正のため）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である 判断の根拠：本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定子ども・子育て支援補足給付事業に係る事務では、特定個人情報の記載がある申請書類の保管や保存期間満了となったものの廃棄等、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれも複数人で確認を行うようにしており、人為的なミスへの対策は十分であると考えている。	事後	重要な変更に該当しない （様式改正による追加項目のため）
	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		十分である 判断の根拠：特定個人情報が記載された紙媒体の紛失等の対策が非常に重要であるため、特定個人情報ファイルの収集や受領について件数等を記録をすることを徹底しているほか、委託契約において、特定個人情報の取扱いに関する規定を設けるといった情報保護管理に係る取り組みを講じていることから、当該対策は「十分である」と考える。	事後	重要な変更に該当しない （様式改正による追加項目のため）
令和8年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年5月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない （時点修正のため）
令和8年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年5月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない （時点修正のため）
令和8年11月6日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和8年6月1日時点	令和8年11月1日時点	事後	重要な変更に該当しない （時点修正のため）
令和8年11月6日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和8年6月1日時点	令和8年11月1日時点	事後	重要な変更に該当しない （時点修正のため）